

# 老人クラブ傷害保険 **新規／追加用** 加入申込書

2024年10月始期・2025年4月始期用

加入申込は、別紙「老人クラブ傷害保険概要」「重要事項説明書」をよくお読みのうえ、次の記載事項に沿って所定の期間内にお手続きしてください。

## 1. 加入条件について

- (1) 単位老人クラブが契約者である「全国老人クラブ連合会」に連なる、都道府県・指定都市および市区町村の連合会に所属していることが条件です。(上部の連合会を退会された場合加入できません。)
- (2) ①所属の老人クラブ連合会に届出している「正式な単位老人クラブ名」での申し込みが必要です。  
②愛称・略称・サークル・部会および地区・校区・連合会等の名称では加入できません。  
※単位クラブをまたがったサークルも加入できません。

## 2. 保険始期月・手続き期間・保険期間

始期月	手続き期間(締切日厳守)	重要なお知らせ
2024年10月	2024年7月15日～9月15日まで	①締切日が土日祝日と重なる場合は締切日前に手続きしてください。 ②締切日を過ぎての申込みは受付できませんのでご注意ください。
2025年4月	2025年1月15日～3月15日まで	③加入申込書の不備、掛金払込遅れがないように早目の手続きをお願いします。

◎保険期間: 1年間(始期月の1日午前0時から)

## 3. 加入申込書の記入と郵送について

- (1) 加入申込書の記入例(この用紙の裏面)を参照し必ず保険担当者ご本人が、必要事項を記入してください。メモなどのり付けはしないでください。黒色のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 人数が多く加入希望者記入欄が足りない場合は全老連保険係へご請求ください。(コピーした用紙では申し込みできません。)
- (3) 「加入申込書①提出用」のみを、送付専用封筒で送付してください。(ほかの書類は同封しないでください。)
- (4) **重要** 加入申込書を送付する前に次のことを再確認してください。  
確認① 加入希望者記入欄と掛金集計欄の人数と金額は一致していますか?  
確認② 保険担当者の署名はありますか? 記入漏れはありませんか? (代筆は不可)  
確認③ クラブ会員に同姓同名の方がいらっしゃる場合、加入申込書の【加入希望者記入欄】の氏名の右隣に生年月日をご記入ください。  
確認④ 「加入申込書②担当者保管用」は保管しましたか? (送付書類に同封しないでください。)

## 4. 掛金の払込みについて(締切厳守)

- (1) 掛金は郵便局(ゆうちょ銀行)から払込みしてください。(必ず4枚目の払込取扱票を使用)
  - (2) 同一クラブの加入申込書が2枚以上になる場合は、1枚の払込取扱票に金額をまとめていただいて結構です。  
※専用の払込取扱票で払い込むと、郵便局からコピーが当係へ届き「加入申込書」との照合が完了します。
- 【ご注意】** ①1回の払込みにつき、加入希望者数にかかわらず、払込金額合計が3,000円以上になることが必要です。(追加の場合も同様)
- ②締切後の加入申込はお受けできません。期間中に余裕をもってお手続きください。
  - ③払込手数料を差し引いて払込みされた場合は、不足分を追加で払込みいただけます。
  - ④現金書留や為替等での送金ではお受けできないため返金致します。(実費をご負担いただきます。)

## 5. 書類の保管について(1年間保管の重要書類)

紛失や再発行等にかかる費用は請求者側の負担になります。

- (1) 保険担当者が加入申込した内容を確認する重要な書類
  - 「加入申込書控②保険担当者保管用」
  - 振替払込請求書兼受領証(郵便局発行)  
⇒コピーなども送付する必要はありません。
- (2) 「ケガの届出用紙」(保険期間中にケガが発生したときに使います。)  
保険担当者に送付済みの以下の書類に記載されています。
  - 保険関係書類送付時の封筒裏面
  - この書類の3ページ目にある「加入申込書控②保険担当者保管用」の裏面「ケガの届出用紙」は原本として保管し、ケガをしたご本人へお渡しする際は、コピーをお渡しください。ケガをしたご本人への直送は原則お断りします。





# 「老人クラブ傷害保険」加入申込書(控)

振替払込請求書兼受領証と併せて  
お手元で保管ください。

クラブ 番号	※新規加入クラブは、クラブ番号記入不要				

2024年10月始期・2025年4月始期用です。  
2025年3月16日以降は使用できません。

※名簿記入の人数を加入別に集計し、  
合計人数・掛金を計算してください。

単位老人クラブ名

いずれかに○をしてください。  
 ○ 2024年10月始期 ・ ○ 2025年4月始期 の保険を申し込みます。  
 申込日(掛金払込日):                      年           月           日

住所

氏名 (署名) フリガナ \_\_\_\_\_ 様  
 ※代筆不可 私は「ご加入に際して」を確認し、契約者である団体に対して加入を申し込みます。

連絡先電話 (平日の日中連絡の取れる電話番号) \_\_\_\_\_

掛金集計欄 (加入申込書一枚ごとに集計)

24時間型	12,000円×	人	円
	8,000円×	人	円
	5,000円×	人	円
	3,500円×	人	円
活動型	1,000円×	人	円
	500円×	人	円

この用紙の合計額                      人                      円  
**払込金額合計**                      人                      円  
 ※1申込につき最低3,000円以上

## 【加入希望者記入欄】

「ご加入に際して」の内容について、必ず加入申込会員  
にご確認いただいたうえで、お申込みください。

シメイ (カタカナ) 必ずカタカナで記入ください。	掛金 (単位:円) 希望の掛金に一人1タイプ のみ○印をしてください。	☆ 職種 級別	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
1	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
2	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
3	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
4	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
5	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
6	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
7	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
8	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
9	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
10	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
11	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
12	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
13	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																
14	1万2千 8千 5千 3千5百 1千 5百	A																

※用紙不足の場合は、全老連保険係へ請求ください。

〈ご加入に際して〉以下の項目について確認・同意の上、加入を申込します。「ご加入に際して」の内容について、必ず加入申込会員にご確認いただいたうえで申し込みください。

- ① 保険契約者である団体の構成員であること(「概要」P1「老人クラブ」とは)ご参照
- ② 「概要」「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項」等の内容
- ③ 「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- ④ 24時間型に加入する場合のみ、正しい職種級別を記載していること(☆)
- (「重要事項説明書」P2「6.個人情報の取扱い」ご参照)
- (「概要」P1「4」加入の手続き)ご参照)

「重要事項説明書」に掲載の☆が付された事項(告知事項かつ通知事項)は、ご加入に関する重要な事項です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。



本紙を利用する際は、きりとり線から切り離してご利用ください。

～ 払込取扱票の記入例 ～

- 【ご注意】**
- ①「加入者名」欄に「全老連 傷害保険係」と印字された払込用紙をお使いください。他の保険（例：賠償責任保険や老連専用保険等）の掛金払込みには使用できません。
  - ②払込手数料はご負担ください。料金は郵便局（ゆうちょ銀行）が記入します。
  - ③受領証は切り取らずに窓口に出し、払込み後は「日付印」付きを大切に保管してください。

コピーの使用厳禁

払込金額を記入（書き損じは二重線で消し訂正印を押印）

40 東京DT		払込取扱票											
口座記号番号										金額		備考	
00110-5 880764										千 百 十 万 千 百 十 円		4 2 0 0 0	
加入者名 ① 全老連 傷害保険係										金額		備考	
10 ×23×××××7777													
通信欄 ●●●●● 老人クラブ										正式な単位老人クラブ名を記入			
ご依頼人 おなまえ ●●●●● 様										日 附 印			
ご依頼人欄に、おとことろ・おなまえをご記入ください。（承認番号東DT 第992号）													
保険担当者氏名・住所（郵便番号含む）・電話番号を記入（書き損じは二重線で消し訂正印を押印）													

傷害保険専用

※10万円を超える掛金の払込みのさいには、手続きをされる方の本人確認書類（年金手帳、健康保険証、運転免許証等）が必要となる場合があります。

本紙を利用する際は、きりとり線から切り離してご利用ください。

（きりとり線）

40 東京DT		払込取扱票											
口座記号番号										金額		備考	
00110-5 880764										千 百 十 万 千 百 十 円			
加入者名 全老連 傷害保険係										金額		備考	
10													
通信欄 単位老人クラブ名													
ご依頼人 おなまえ										日 附 印			
ご依頼人欄に、おとことろ・おなまえをご記入ください。（承認番号東DT 第992号）													

傷害保険専用

※10万円を超える掛金の払込みのさいには、手続きをされる方の本人確認書類（年金手帳、健康保険証、運転免許証等）が必要となる場合があります。

## 6. 事故が発生した時の対応について

保険担当者様には次のお世話をお願いします。

(加入者自身がケガをされた場合(病気は対象外です。\*))

- ①ケガの届出用紙をコピーしてケガをされた加入者様にお渡しください。
- ②「老人クラブ活動中」のケガの場合、「活動中の事故証明」欄の記入が必要になります。
- ③診断書等が必要かどうかは「保険金請求のしおり」に記載のとおりです。

\*24時間型については、熱中症にかかった場合も補償の対象となるタイプがあります。

〈8,000円タイプ、12,000円タイプに加入された方が他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負う場合〉

保険担当者様から全国老人クラブ連合会保険係宛にご連絡ください。

※同居の親族は他人に含まれません。

## 7. 「保険金請求のしおり」について

「保険金請求のしおり」は加入者が保険金請求の手続きをされる際の手順や加入内容を記載しています。

加入申込を受付後、約3週間程度で加入者全員分を保険担当者へ送付いたします。

保険担当者は加入者(保険に加入しているクラブ会員の方)それぞれにお渡しください。

なお、保険担当者様にお送りする際は、加入内容が空白になっているものを予備分として同封いたします。加入者が、保険金請求のしおりを紛失した場合は、保険担当者様にて予備分に加入内容を記入のうえ、加入者にお渡し下さい。(印字、予備分ともに再発行はできません。)

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利は公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この書類は、老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「老人クラブ傷害保険パンフレット」「概要」「重要事項説明書」等をよくお読みください。ご不明な点は、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。



# 公益財団法人全国老人クラブ連合会

## 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から12:00まで (土、日、祝祭日、年末年始休)  
13:00から17:00まで

加入申込書等、  
資料請求先

### 専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ 先  
ご相談

### 03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

24T-000068 2024年4月作成 0035



傷害  
保険  
専用

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼 付

印

この場所には、何も記載しないでください。